

．序論

1．合併の必要性

（１）住民生活圏の広域化への対応

住民の日常生活圏は、鉄道や道路網の整備、車社会の発達などにより市町村の区域を越えて広域化している。毎日の通勤・通学を例にとると、他市町村への流出入口は、掛川市 16,720 人、大東町 5,707 人、大須賀町 3,505 人であり、流入人口は掛川市 16,089 人、大東町 6,488 人、大須賀町 3,330 人である。毎日約 26,000 人が市町村を越えて通勤・通学しており、こうした住民の生活圏の広域化に対応するためには、1 市 2 町が一つになり、一層利便性の高いまちづくりを進めていくことが必要である。

（２）住民ニーズへの的確な対応

住民の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、情報化社会の進展などによって、行政に対する住民や地域からのニーズは多様化・細分化し、よりきめ細やかな事業の推進が求められている。医療・福祉・健康・安全面など、豊かで安心できる地域生活の実現をはじめとして、良質な行政サービスを提供し、増大する住民ニーズに的確に対応していくためには行財政基盤の充実が必要になっている。広域的に取り組むべき課題、新たな課題も増加している状況下では、もっとも基本的で身近な行政主体である市町村は、迅速で的確な対応ができるよう、行財政力を強化することが求められている。

（３）少子高齢化への対応

1 市 2 町では少子化と高齢化が徐々に進行している。平成 12 年国勢調査の 1 市 2 町の年少人口（14 歳以下）は 18,463 人、老年人口（65 歳以上）は 21,018 人であるが、平成 22 年には年少人口は約 17,200 人に減少し、老年人口は約 25,000 人に増加すると予想される。地域を支える若者が減少すれば地域活力は低下し、高齢者が増加すれば、福祉や医療の充実が求められる。こうした社会環境の変化に対応するためには、合併して行政組織の合理化を図り、合理化で生まれた余力を今後ニーズが高まる分野へ手厚く投入することが必要である。子育てや高齢者に対してきめ細かい行政サービスを提供するためには、既存施設・人材・活動組織等を有効に活用することが望ましく、1 市 2 町が合併して対処することが求められている。

（４）地方分権に対応した行政基盤の強化

地方分権の進展に伴い、地方自治体にはさらなる自治能力の向上が求められる。国・県の権限や事務が委譲される中で、自治体が主体性や独自性を発揮し、質の高い住民サービスを提供するためには、行財政基盤の強化とともに専門的能力を備えた人材養成が必要である。一般的に、人口が小規模な市町村では仕事の種類に比べて職員数が少なく、職員は分野が異なる仕事を兼務し、専門性を発揮しにくい。一方、合併によって人口規模が大きくなれば、仕事の種類に応じた専門担当者を配置しやすい。地方分権に対応した市町村に転換するためには、合併に

よって自治体の能力をさらに向上させることが必要である。

(5) 厳しい財政状況の中での財政基盤の強化

国と地方を合わせた債務残高は 700 兆円に達しており、財政の健全化を図ることが急務となっている。国は地方交付税や国庫補助金を見直すとともに、税源移譲による三位一体改革を進めようとしており、国への財源依存体質からの脱却が求められている。自治体も社会経済の見通しが厳しい時代の中にあっては、現状の行政サービスを維持しようとしても、財政的には厳しさを増していくことが予想される。こうした状況の中では、1 市 2 町が合併して行財政の効率化を進めるとともに、都市基盤の整備や産業基盤の整備等を通じて地域産業の活性化を図り財政基盤を強化していくことが必要である。

(6) 都市間競争への対応

静岡県内各地で市町村合併が推進され、将来的には県内市町村の平均的な人口規模は拡大するものと予想される。こうした状況の中で、1 市 2 町が現状のままで過ごした場合、相対的に自治体の規模は小さくなり、人、物、情報の吸引力は低下することが危惧される。1 市 2 町の持つ魅力を相対的に低下させることなく、さらに発展を遂げていくためには、1 市 2 町が合併して都市的規模の拡大を図り、東海道新幹線駅や東名高速道路インターチェンジを最大限に活用するとともに、海・川・山、工業集積、歴史文化等をはじめとする地域資源に磨きをかけて、新しい個性を発揮していくことが必要である。

2 . 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は合併特例法に基づき、掛川市、大東町、大須賀町合併後の新市建設のあり方を示したものである。上記法律によれば、新市建設計画は「合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならぬ」とされ、本計画もこの趣旨に沿って策定したものである。

(2) 計画の構成

合併特例法では、新市建設計画は「1. 合併市町村の建設の基本方針」「2. 市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項」「3. 公共的施設の統合整備に関する事項」「4. 合併市町村の財政計画」を定めることとされており、これらの事項を中心に本計画を構成した。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とした。

．新市の概要

1．位置と地勢

新市は、静岡県の西部に位置し、静岡県の二大都市静岡市と浜松市の間位置している。東側は金谷町、菊川町、小笠町、浜岡町に、西側は袋井市、森町、浅羽町に接する。市北部は、標高 832mの八高山をはじめとする山地であり、その南側に平地が開ける。市中央部には標高 264mの小笠山があり、その山麓は複雑な谷戸を持った丘陵地である。市南部には平地が広がり、遠州灘に面して約 10 k mにわたる砂浜海岸がある。

2．気候

新市の 1 年を通じての平均気温は 17 前後、年間降水量は約 1,800mm、気候は温暖であるが、冬季は「遠州の空^{から}っ風」と呼ばれる寒風が吹く。

3．面積

新市は、東西約 16 k m、南北約 30 k mで南北に細長く、小笠山付近でくびれた形状である。面積は 265.63 k m²であり、県内で 3.4%を占め、県内 20 市の中で 3 番目に広い都市となる。

4．歴史

新市は遠州灘に面し、温暖な気候と生活しやすい地形に恵まれ、5 世紀前後の築造とされる大規模な古墳もあり、早くから組織化され高度な技術を備えた社会が営まれていた。戦国時代には、中遠地方の要所として高天神城を舞台とした戦いが行われ、その後は掛川城と横須賀城を中心に城下町が形成された。江戸と上方との中間に位置することから、城下町としての発展とともに、東海道の宿場町として、海上交易の中継地としての役割も果たしつつ栄えてきた。

明治 22 年に市制町村制が施行された当時は、新市は 1 町 28 か村に分かれていたが、昭和 29 年から昭和 35 年にかけての合併によって、現在の掛川市と大須賀町が誕生し、昭和 48 年には大浜町と城東村が合併して大東町が誕生して現在の 1 市 2 町が成り立っている。

5．人口

(1) 人口

新市の人口（平成 12 年国勢調査人口）は、114,328 人であり、県内で 3.0%を占め、県内 20 市中第 8 番目の人口規模を持つ都市となる。新市の年少人口（14 歳以下）は 18,463 人、構成比は 16.1%、県内市部平均値 15.1%を上回っている。老年人口（65 歳以上）は 21,018 人、高齢化率は 18.4%であり、県内市部平均値 17.0%を上回っている。

表 新市の人口（括弧内は構成比）

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総人口	105,030 人	109,978 人	114,328 人
年少人口（14 歳以下）	22,029 人 （21.0%）	20,243 人 （18.4%）	18,463 人 （16.1%）
生産年齢人口（15～64 歳）	68,335 人 （65.1%）	71,720 人 （65.2%）	74,843 人 （65.5%）
老年人口（65 歳以上）	14,650 人 （13.9%）	18,015 人 （16.4%）	21,018 人 （18.4%）
年齢不詳	16 人	0 人	4 人

（ 2 ）世帯数

平成 12 年国勢調査によれば、新市の世帯数は 34,926 戸であり、県内で 2.7%を占め、県内 20 市中第 9 番目である。一世帯当たり人数は 3.3 人／戸である。

表 新市の世帯数

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
世帯数	27,667 戸	31,185 戸	34,926 戸
一世帯当たり人数	3.8 人／戸	3.5 人／戸	3.3 人／戸

6 . 産業

（ 1 ）産業別就業者数

平成 12 年国勢調査によれば、新市の就業者数は 63,643 人であり、第一次産業就業者数は 6,606 人で 10.4%、第二次産業就業者数は 28,773 人で 45.2%、第三次産業就業者数は 28,188 人で 44.3%である。近年、第一次産業就業者数が減少し、第二次、第三次産業就業者数が増加している。

表 新市の産業別就業者数（括弧内は構成比）

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
就業者総数	56,963 人	61,254 人	63,643 人
第一次産業就業者数	7,868 人 （13.8%）	7,326 人 （12.0%）	6,606 人 （10.4%）
第二次産業就業者数	26,309 人 （46.2%）	27,868 人 （45.5%）	28,773 人 （45.2%）
第三次産業就業者数	22,735 人 （39.9%）	25,998 人 （42.4%）	28,188 人 （44.3%）
不詳	51 人	62 人	76 人

（ 2 ）農業

平成 13 年生産農業所得統計によれば、新市の農業産出額（農業粗生産額）は 229.2 億円であり、県内 20 市中第 3 番目の産出額である。近年、農業産出額は減少傾向にある。

表 新市の農業産出額

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年
農業産出額	276.3 億円	250.3 億円	244.5 億円	229.2 億円

(3) 工業

平成 14 年の工業統計調査（速報値）によれば、新市の製造品出荷額等は 11,954 億円、従業者数は、19,841 人である。製造品出荷額等は、県内 20 市中第 6 番目である。平成 12 年から 14 年にかけて、製造品出荷額等、従業者数は減少している。

表 新市の製造品出荷額等（工業統計）

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 14 年
製造品出荷額等	5,787 億円	8,649 億円	12,926 億円	11,954 億円
従業者数	19,049 人	19,800 人	20,058 人	19,841 人

(4) 商業

平成 14 年の商業統計調査によれば、新市の小売業販売額は 1,193 億円、従業者数は 7,261 人であり、新市の小売業販売額は、県内 20 市中第 8 番目である。最近、小売業販売額はほぼ一定している。

表 新市の小売業販売額（商業統計）

	平成 3 年	平成 6 年	平成 11 年	平成 14 年
小売業販売額	1,045 億円	1,198 億円	1,198 億円	1,193 億円
従業者数	5,526 人	6,079 人	6,865 人	7,261 人

．主要指標の見通し

1．総人口

新市の平成 27 年における推計人口は、123,700 人とする。新市はこれまでも人口が増加しており、新市建設計画における事業が実施され、生活利便性の向上、産業振興等が進むことから、今後も人口は増加するものと想定した。

2．年齢別人口

近年の出生率の低下、高齢化は今後も継続するものと見込み、年少人口（14 歳以下）の構成比は将来徐々に低下し、平成 27 年には 13.8%と想定した。また、老年人口（65 歳以上）の構成比は将来さらに上昇し、平成 27 年には 23.2%と想定した。

表 新市の将来人口（括弧内は構成比）

	平成 7 年 国勢調査	平成 12 年 国勢調査	平成 17 年 予測値	平成 22 年 予測値	平成 27 年 予測値
総人口	109,978 人	114,328 人	118,072 人	121,240 人	123,687 人
年少人口 （14 歳以下）	20,243 人 (18.4%)	18,463 人 (16.1)%	17,374 人 (14.7%)	17,210 人 (14.2%)	17,068 人 (13.8%)
生産年齢人口 （15～64 歳）	71,720 人 (65.2%)	74,843 人 (65.5%)	77,521 人 (65.7%)	79,049 人 (65.2%)	77,959 人 (63.0%)
老年人口 （65 歳以上）	18,015 人 (16.4%)	21,018 人 (18.4%)	23,177 人 (19.6%)	24,981 人 (20.6%)	28,660 人 (23.2%)

（予測値：財団法人統計情報研究開発センターによる平成 12 年国勢調査に基づく推計値）

（注 年齢不詳者がいるため、年齢別人口の合計と総人口は一致しない年がある）

．新市建設の基本方針

1．新市の将来像

海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち

「海」とは遠州灘であり、「山」とは新市北部の山間地を意味している。この「海」と「山」は、新市が多彩な地域資源に恵まれていることを象徴するものであり、豊かさを備えたふるさとであることを示している。そして「街道」とは、新市を東西に横断する広域交通体系を意味し、我が国の「人」「物」「情報」の動脈を抱えていることを示している。この「海」と「山」が融合し、さらに「街道」と連携することによって、新市全体はさらなる発展の可能性が広がり、住民の「夢」を実現し、「未来」を創造していくまちに変わること示している。

(1) 海山連携のまちづくり

「南北軸の創出、東西軸との連携によって便利になる、豊かになる、一つになる」

南北幹線道路を中心とする南北軸を創出し、遠州灘から掛川北部山系に至る円滑な往来を実現する。この南北軸と東西軸を連携させることによって、新市全体の生活利便性を高めていく。新市の広域的な交通条件がさらに向上することを活かして、人、物、情報の交流を活性化させ、優れた人材、勢いある産業が集積する豊かなまちとしていく。そして南北軸が新市の背骨となって地域相互の一体性を強めるとともに、住民の気持ちも一つにしていく。

(2) 健康長寿のまちづくり

「都市と田園の良さを充実させ、元気になる、楽しくなる、安心できる」

都市の利便性を一段と向上させ、田園の快適性をさらに充実させるとともに、1市2町が築き育ててきた公共施設、人材を結ぶネットワークを形成し、さらなる有効活用を図り、元気あふれるまちとしていく。新市には遠州灘、小笠山をはじめとする地域資源があり、それらの持つ魅力を引き出し、楽しさあふれる生活を提供していく。さらに新市の医療、福祉分野の機能充実や連携を進めると同時に、生活環境の向上に力を入れて、住民が心から安心できる暮らしを実現していく。

(3) 生涯学習のまちづくり

「住民参加と協働、報徳精神によって優しくなる、手をつなぐ、未来を拓く」

住民が新市のまちづくりに積極的に参加し、住民、企業、行政が相互に協力することによって、地域で福祉や教育を支え、地域で環境を守る優しいまちを実現していく。異なる風土を育んできた地域間の連携や、住民と行政のパートナーシップの確立を積極的に進め、効率的な地域運営を目指すとともに、視野の広い次代を担う人材の育成、住民活動を支援し、住民が主役となって、新市の未来を拓いていくまちを実現する。

2 . 新市の基本目標

(1) 健康・福祉・医療系

「住民が安心して暮らすことができる健康長寿のまちを創る」

保健、医療、福祉をさらに充実させ、高齢者、障害者、子育てしている人をはじめとして、すべての住民が安心して暮らすことができるまち、優しさにあふれたまちを実現する。新市の保健、医療、福祉機関が相互に連携し、健康予防医学や介護体制等を充実させ、住民の健康を守り、長寿につながるまちを実現する。

(2) 自然・環境系

「美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る」

新市には山間地、丘陵地、平地、海岸、河川があり、自然環境は多様性に富んでいる。貴重な動植物が生息する自然環境を保全し後世に残すとともに、茶畑や砂浜海岸に代表される新市の個性的な風景を活かし、人々が訪れ、住みたくなるまちを実現する。さらに、生活排水や廃棄物の処理・再生を進め、清流や美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを目指す。

(3) 教育・文化系

「子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る」

子供の健全な成長と住民の生涯学習を促し、住民の夢実現を応援するまちを創出するとともに、新市の歴史的資源や田園環境から育まれた伝統的文化と、先進的な都市型文化とが共生したまちを目指す。そして、地域に根付く報徳の精神に基づき、生涯学習先鞭の地にふさわしい社会に貢献する人材を育てるまちを実現する。

(4) 経済・産業・観光系

「活発な産業活動が営まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る」

地域特性に応じて個性的で競争力ある農業が営まれているまち、商店が繁盛し地元企業が成長するまちを目指す。さらに、高次都市機能の充実、多様な都市型サービス業の集積を図

り、雇用機会に恵まれ、知的創造が盛んに行われ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを実現する。

(5) 都市基盤系

「南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る」

南北軸を創出し、新市の南北方向の時間距離を縮め、新市に散在する公共施設、交通施設等へ短時間で到着できる便利なまちを実現するとともに、南北軸と東西軸とを連携させて、広域的な交通利便性の良さに磨きをかける。さらに、この南北軸を活用して、中心市街地を連絡する公共交通を充実させて交通弱者にも優しいまちを目指し、さらに中心市街地では都市機能を充実させて、賑わいのあるまちを実現する。

(6) 連携・協働・交流系

「住民参加、連携と協働による自立の気風に満ちたまちを創る」

住民が主体的にまちづくりを考え、老若男女がともにまちづくりに参加して、自立の気風に満ちたまちを実現する。そして、異なる個性を備えた地域が相互に連携し、中心地域と周辺地域の隔てなく均衡ある発展を目指す。さらに、異なる立場の住民、企業、行政が相互に協力し、地域活動、地域間交流、国際交流を活発に行い、住民の意思と活力に支えられたコミュニティ活動や交流活動の盛んなまちを実現する。

(7) 行財政改革系

「行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る」

新市に散在する公共施設の有効活用、情報通信技術の導入、住民ニーズの高い部門への重点的な職員配置等によって、行き届いた行政サービスが提供できるまちを目指す。また、人材の有効活用や育成を通じて政策立案能力を高め、国・県に対しても提言を行える自立した地方都市を目指す。その一方で、行政組織のスリム化や業務の効率化を進め、無駄を省いた新市運営を実現する。

3 . 土地利用の方向性

新市は北部に山を、南部に海を、また、南北の市街地間には小笠山を有するといった地理的特徴を持つ。産業的には農・工・商業のバランスの良い発展を遂げているが、今後のさらなる発展にあたっては、南北交通基幹道路網や地域の幹線道路の整備を進め、大動脈である東西交通網への良好なアクセスを確保する必要がある。

新市の土地利用については、道路網整備による新市のネットワーク化・一体化を進めるとともに、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮しつつ、都市的整備及び農業基盤整備を積極的に進めるものとする。

なお、これらの方針を実現するため、新市において国土利用計画等を策定し、適正な土地利用の確保を図る。

4 . 重点プロジェクト

■重点プロジェクト - 1

新市融合に向けた交通基盤の充実

名 称	新市融合に向けた南北幹線道路と交通システムの整備
目 的	新市の背骨となる南北幹線道路の整備により、新市の一体化を促すとともに、新市の南北間の円滑な往来を実現する。さらに旧市町を連絡するバス路線の確保により、旧市町の市街地間の円滑な移動を実現する。
内 容	新市の一体性の確保のため、海山を連携する道路整備を図る。なお、早期に合併効果を発揮させるために、まずは旧市町の市街地間を円滑に結ぶよう路線の一部をバイパス化するなど最優先事業として重点的に整備するとともに、幹線となる県道の整備について強く要望していく。 交通システムについては、新たに南北幹線道路が整備されるまでは既存幹線道路を利用し、乗り換えなしの大須賀発大東経由掛川行きバス路線の確保に努める。また、新たな南北幹線道路の完成後については、この幹線道路を利用したバスの運行等についても調査検討を行う。 さらに、公共交通が不便な地域の改善を図るため、地域特性に応じた交通システム導入に向けた調査を行う。

■重点プロジェクト - 2

医療、保健、福祉・介護の連携強化による健康・福祉の充実

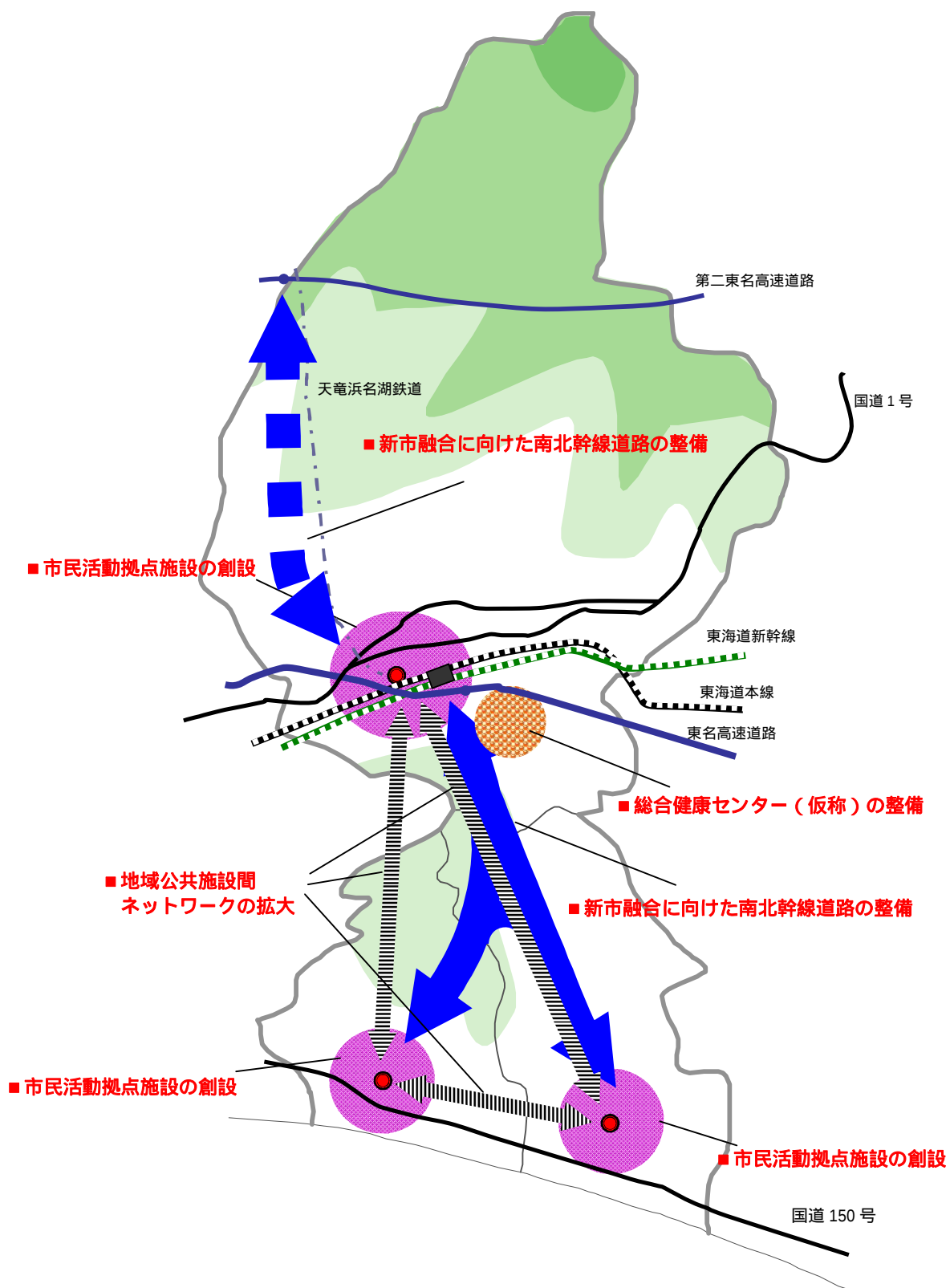
名 称	総合健康センター（仮称）の整備
目 的	現在の社会においては、すべての人が普通の生活を営むことができる社会を実現するノーマライゼーションや、健康管理を重視して疾病予防を図る考え方が求められている。医療・保健・福祉機能が連携した「総合健康センター（仮称）」を拠点として整備し、地域の関連施設のネットワーク化を図るなど包括的地域ケアシステムの確立を図ることで、寝たきり老人を出さない健康長寿のまちづくりを推進する。
内 容	医療、保健、福祉・介護施設の連携強化、システム化など、総合的に住民の健康を増進させる包括的地域ケアシステムの確立を図るため、拠点施設として健診機能（より高度な人間ドック機能）健康・福祉相談機能、福祉ボランティア支援機能等を兼ね備えた施設を、医療連携の円滑性に考慮して市立総合病院の近隣に整備する。運営にあたっては、市内医療機関、東京女子医科大学、福祉団体等と連携し、健診データの共用・活用を図るほか、健康づくりに関した公開講座の充実等によって、地域医療・健康管理の向上を図る。また、住民の健診のほか、市内企業や団体の定期健康診断などを積極的に受け入れ、住民の健康確保に努める。

■重点プロジェクト - 3

市民協働型まちづくりに向けた市民活動支援体制の充実

名 称	市民活動支援センターと地域公共施設間ネットワークの整備
目 的	市民活動拠点施設の創設とネットワーク基盤の整備により、既存のボランティア活動をはじめとする各種NPO団体の活動の充実やNPO法人の設立を促すとともに、活発な情報交換の中から各種団体の相互連携を強化し、自主自立の精神に基づく市民主体のまちづくりの推進を図る。 さらに、これらの各種団体がネットワークを活用して、新市全体に情報発信を行えるよう支援し、住民の関心を高めて活動への住民の幅広い参加を図ることで、文化施設のより有効利用や新市全体の文化向上を目指すとともに、多くの住民が自らまちづくりに取り組む市民協働型のまちを創る。
内 容	体育協会、文化協会などの各種協会、まちづくりや健康・福祉に活躍する各種団体と行政との機能分担・協働を進める基盤づくりとして、活動環境の整備による活動の活性化、新市全体への情報発信、団体間の情報交流を支援する市民活動支援センター整備を行う。旧1市2町市街地の公共施設等を有効活用して、NPO法人設立相談コーナー、資料コーナー、会議室、情報交流や作業コーナーなどを設け、手軽に活動ができる場として整備を行う。旧市町それぞれに設置される市民活動施設は、新市の拠点施設を結ぶ地域公共施設間ネットワークに組み込み、相互に連携させていく。さらに、公共施設の管理運営に対する住民参加を促進するとともに、情報発信を通じて各種のテーマに応じたグループ活動の拡大が図られるよう支援し、新市全体の文化向上、住民主体の社会づくりを実現する。 また、交流を通じた生涯学習の推進、まちづくりの推進のため、すべての地域情報化の基盤として学校、図書館、市民活動施設など主な公共施設を結ぶ地域公共施設間ネットワークを拡大する。

5. 重点プロジェクト概念図



．新市の施策

1．住民が安心して暮らすことができる健康長寿のまちを創る

健康づくり・予防医学の充実

市立総合病院、医科系大学、行政が連携し、健康づくり、予防医学・検診体制の充実を図り、住民が健康で長生きできるまちを実現する。

先進的な保健医療機能の集積

新市の良好な自然環境を活かしつつ、住民や来訪者の心身をリフレッシュさせる「癒し」機能の集積を図り、住民の健康増進を実現する。

在宅医療・在宅福祉の充実

市内の医療機関の連携を促し、在宅医療を充実させて、通院困難な住民や独居老人等に対してきめ細かい医療を提供していく。さらに行政、福祉団体、民間事業者が協力し、充実した在宅福祉を実現する。

高齢者福祉施設の充実

高齢者の増加を踏まえて、高品質で家族的雰囲気具备した高齢者福祉施設を充実させて、住民が安心して老後を迎えることができる社会を実現する。

障害者支援の充実

障害のある人もない人と全く同じように活躍できる社会を目指し、障害者福祉施設、支援体制、相談機能を充実させて、手厚い障害者福祉を実現する。

ユニバーサルデザインに配慮した社会の実現

高齢者や障害者のみならず、すべての住民が安全かつ容易に利用できる建物や街に改善し、ユニバーサルデザインに配慮した社会を提供し、高齢者や障害者をはじめとしてすべての住民が積極的に社会参加できるまちを実現する。

子育て環境・子育て支援策の充実

子育てに対するニーズが多様化していることを踏まえて、保育サービス、保育内容、保育環境、育児支援策を充実し、住民が安心して子育てができるまちを実現する。

スローライフによる健康増進

効率性や速さを重視し過ぎた生活を見直し、伝統的食文化、温泉等による伝統的療法を生活に取り入れ、自然と調和した暮らしを取り戻して、健康増進を図る活動を普及する。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
■医療機関の連携による 予防医学・治療医学の 充実	市内医療機関、東京女子医科大学、福祉ボランティア団体との連携により、予防医学の普及、治療医学の充実、先進的な健康医療技術の習得を図り、健康づくりを推進する。さらに、健康管理や健康増進の機会を住民に均等に提供できるよう、健診・相談指導・福祉ボランティア機能等を備えた(仮称)総合健康センターを整備する。 ・(仮称)総合健康センターの整備(重点プロジェクト) ・医療機関の連携による予防・治療医学の普及(重点プロジェクト)
■新たな手法による健康 づくり	福祉と保健の連携によって、健康増進機能を強化していく。高齢者福祉施設等へのユニバーサル園芸が普及されるよう、指導者の育成を図るとともに、施設整備に対する支援を行う。さらに温泉に併設して健康増進設備や健康指導体制を充実させる。 ・ユニバーサル園芸指導者の育成及びユニバーサル園芸施設整備に対する支援 ・温泉利用健康増進設備の整備(トレーニング施設の整備、温泉入浴指導員の常駐)
■子育て支援体制の充実	育児相談、育児教室等を行う子育て支援施設、共働き家庭などの子供の育成支援をするために学童保育施設を拡充する。さらに育児中の母親世代と、子育てを終えた世代との交流等を通じて、子育てを応援する仕組みを整える。 ・地域子育て支援センターの整備 ・放課後児童クラブの整備 ・子育て応援の仕組みづくり
■スローライフ実践コースの提供	新市を探訪しながら健康増進に役立ち、新市の一体性形成にも貢献する新市探訪自転車ロードマップを作成するとともに、スローライフに合致した自転車イベントを開催する。さらに新市のほぼ中央に位置する小笠山にハイキングコースを整備し、スローライフについて思いをめぐらす散策コースを提供する。また、市民自らが農産物を栽培できるよう、休耕地を活用した市民農園を提供する。 ・新市探訪自転車ロードマップの作成とイベントの開催 ・小笠山ハイキングコースの整備 ・休耕地を活用した市民農園の提供

2．美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る

貴重な自然環境の保全

新市北部の山間地、中央に位置する小笠山、南部の海岸線や河川は、新市の骨格をなす自然環境であり、保全と管理に努め、自然環境の豊かなまちを継承していく。

美しい景観の形成

砂浜海岸、丘陵地の茶畑、屋敷の楨囲いは新市を特長づける景観である。良好な景観の保全、美しい景観形成に向けた仕組みを整え、人々が訪れ、住みたくなるまちを実現する。

安全で安定した上水の提供

信頼できる安全な水の安定的な提供体制、災害にも強い供給体制を整備し、安全・安心な市民生活の実現を図る。

生活排水対策の充実

人口密度や地形等の地域特性に合わせて、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等を組み合わせた生活排水処理対策を実施し、河川の水質を向上させるとともに、快適な居住環境を実現する。

資源循環型社会の実現

環境教育を充実させ、住民、事業所、行政が協力して廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の再利用、再資源化の仕組みを整え、資源循環型社会の実現を図る。

自然エネルギーの活用

太陽光や風力などの自然エネルギーや新エネルギーが、住宅や事業所で積極的に活用されるよう支援策を充実させ、地域のエネルギー自給率が高い環境都市を実現する。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
■自然環境保全体制の充実	新市の貴重な自然環境の保全に向けて市をあげて環境教育に取り組み、自然環境調査を充実させて市民とともに自然を守り育てる仕組みを作るとともに、自然保護団体の活動を支援する。 ・環境教育の充実 ・自然環境調査の拡充
■歴史伝統街並み空間の活用	城下町や宿場町等の歴史的街並みの保全、良好な都市景観や田園景観の形成に向けて、景観形成ガイドラインを作成するとともに、町屋の保存及び利活用等について調査する。 ・町屋の保存及び利活用のための計画作成
■上水道の整備、水道連絡管敷設事業	安全・安心な水の供給に向け上水道の整備を図るとともに、旧市町間の上水道管の連絡管接続を早期に図り、大井川広域水道企業団からの責任水量を有効活用することで、安心な水の安定供給を図る。 ・水道連絡管敷設事業
■廃棄物再利用の充実	資源循環型社会の実現に向けて、廃食用油、生ごみ等、廃棄物を利用したエネルギーシステムの構築・導入について検討する。さらに全庁内で、環境に対する管理の仕組みを整備し、環境ISOの認証取得を図る。 ・バイオディーゼル、バイオガスなどの導入調査 ・環境ISO14001の認証取得
■自然エネルギー発電施設の拡充	環境に優しい都市の実現に向けて、公共施設の新改築等に際して、太陽光や風力等の自然エネルギー発電施設の導入を図る。さらに住宅用ソーラー発電設備導入に対する補助等を積極的に行う。 ・公共施設への自然エネルギー発電施設の導入 ・ソーラー発電の普及促進

3．子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る

子供たちの教育環境の充実

地域、家庭、学校の連携により、豊かな心を育む教育、子供の能力を引き出す教育、情報化や国際化に対応した教育等がさらに充実するよう、次代を担う子供たちに優れた教育環境を提供する。

生涯学習の推進と地域を支える人材の育成

全国有数の生涯学習が盛んなまちであり、報徳の精神が根付いている土地柄を踏まえ、さらに人材育成を充実させて、まちづくりをはじめとして地域を支える人材を育成する。

スポーツ環境の充実

青少年の心身の強化や、幅広い住民の健康増進を目指し、住民が手軽にスポーツに親しむことができる環境を創出する。

学習・文化機能の充実

住民が気軽に利用できる図書館の拡充、地域の歴史文化を保存・伝承する学習施設の充実等により自由に学習できる場を充実させる。また伝統的文化を地域の財産として後世に伝えていくとともに、新しい都市的文化を広めることに努め、住民が幅広い文化に触れる環境をつくることで、住民の夢実現を応援するまちを実現する。

歴史的資源の再生と活用

掛川城、高天神城跡、横須賀城跡、城下町や宿場町の面影を残す街並みなどは、新市の貴重な歴史的資源であり、統一的な考えの下に保全、再生、活用を図り、地域の歴史を後世に伝えていく。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
■ 学校間ネットワークの活用とＩＴ教育の充実	情報化社会に対応した教育環境の提供に向けて、教育用パソコン及び指導体制等のＩＴ教育環境の充実、ネットワーク化による学校間の連携強化を図り、情報通信機器をより活用できる生徒を育成する。 ・パソコン機器、環境の充実 ・市教育センター機能の強化による指導者体制の充実 ・生徒が自ら作るホームページによる学校間交流の促進
■ 海山交流、歴史文化交流を生かした体験学習	豊かな心を備えた児童・生徒の育成に向けて、新市の恵まれた地域資源を活用し、海や山の自然体験学習、歴史や文化交流を生かした体験学習を導入する。 ・海と山の自然を活用した体験学習の充実 ・歴史や文化交流を生かした体験学習の充実
■ 幼稚園・保育所の再編	少子化の中、優れた幼児教育環境の実現に向けて、幼稚園、保育所の枠を超えて再編整備を行う。 ・幼稚園、保育所の再編整備
■ ネットワーク活用による生涯学習情報の交流促進	均等な生涯学習機会の提供に向けて、新市の公共施設を情報通信網で結び、生涯学習情報の提供及び生涯学習講座を拡充するとともに、身近な場所で受講できる仕組みを整える。さらに文化施設の連携により、企画運営能力の向上を図る。 ・ＩＴを活用した生涯学習情報・講座の提供 ・文化施設の企画運営能力の向上による市民が利用したくなるメニューの提供
■ スポーツ施設・活動推進体制の充実	住民が手軽で身近にスポーツに親しむことができるよう、新市のバランスを考えたスポーツ施設の整備を図る。さらに幅広い住民のスポーツ活動参加に向けて、指導体制の充実した地域に根付いたスポーツクラブを育成する。また、住民がより多彩で幅広く施設を選択して、手軽に利用できるよう公共施設予約の広域的な連携を図る。 ・新市南部のスポーツ施設の整備
■ 図書館・資料館の充実	住民が身近に学習・文化に親しむことができるよう、新市におけるバランスに配慮し図書館、資料館を整備する。さらに既存の図書館も含めた連携強化と、役割分担を考え、収蔵図書、映像、音楽などに特徴を持たせて個性ある図書館を設置する。 ・図書館・資料館の整備
■ ３城跡の保全再生生活用の推進	新市が誇る３箇所の城跡の保全再生を進めるとともに、散在する歴史資源マップの作成、歴史資源ガイドボランティアの育成を図る。 ・保全再生・活用検討の推進

4．活発な産業活動が生まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る

地産地消のまちづくり

遠州灘の海岸線を中心として砂地農業が生まれ、高品質な野菜や果物が生産されている。平地では良質の米が栽培されるとともに、丘陵地では日本有数の生産量を誇る茶が栽培されている。安全で美味しい地場農産物の地域消費を促し、地産地消のまちづくりを進めていく。

次世代型農業の実現

農業生産基盤の充実とともに、経営組織の強化、生産体制の効率化、流通経路の開拓等を促し、競争力ある農業に向けて法人化や企業経営の手法を取り入れた合理的な農業経営の実現を図る。さらに、新規就農者に対する支援拡充を通じて担い手の確保及び育成を行う。

地域商業の活性化

便利で快適な暮らし、まちの活気、住民の交流等にとって地域の商店街はなくてはならないものであり、新市における商業の活性化を図る。

雇用機会の確保に向けた企業誘致と支援拡充

有力企業の集積実績、交通便利性の向上等を生かして、企業誘致活動を積極的に展開するとともに、地場企業、立地企業、さらに起業家に対する支援を拡充し、地域産業の活性化を図り、住民に多様な雇用機会を提供する。また、工業用水の水利確保について研究を進める。

観光の振興

歴史的資源、風景や温泉等の自然環境の活用や、農業や民間集客施設との連携を通じて、来訪者にとって魅力あるまちづくりを進め、交流人口を増やして地域経済を活性化していく。

高次都市機能の充実

新市の高次都市機能の充実を目指し、緑茶、種苗、予防医学等の地域資源に関する研究開発機能、既設有力企業の研究開発機能の誘致を行う。

都市型サービス業の集積促進

市街地再開発ビルを核としながら、新たなサービス業の進出を促す仕組みを整え、住民の暮らしや事業活動をサポートする多様な都市型サービス業の集積を図る。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
■地産地消の環境づくり	朝市等のイベントを活用して、海産物を山側で、山地ものを海側で販売するなど販売交流の促進を図る。地域の特色ある農産物の加工・体験・販売施設の戦略的な整備とネットワーク化による連携事業の推進を図る。 ・イベントを通じた販売交流の促進 ・地場産品の販売施設、設備の充実
■農業法人化の促進	合理的で足腰の強い農業経営の実現に向けて、地域農業の調査研究、組織の支援等により農業法人化を促進する。 ・地域農業振興組織への支援 ・農業法人化への支援
■新規就農者の確保	農業研修または農業大学校等の修了者に対する新規就農を支援し、農業者としての定着を促進する。 ・農業研修者への就農支援
■空き店舗・オフィスを活用した起業家創出事業	地域商業の活性化と起業家支援のため、商店街の空き店舗、空きオフィスを利用した事業について全国から広く企画・運営者を募集し、優秀な企画については一定期間、事業運営の支援を行う。さらに起業家を育成するため、報徳の思想に基づいたビジネス教育を充実させる。 ・空き店舗・オフィスの利活用による商店街の活性化 ・報徳の理念を生かしたビジネス教育の創出・研究
■工業用水の水利確保	企業立地条件の向上を目指して、工業用水の安定供給に向けた調査研究を行う。 ・工業用水確保に向けた調査研究
■企業誘致・産学連携体制の充実	企業誘致の促進、既存立地企業の定着化を図るために、企業誘致体制・産学連携体制を充実する。 ・産業コーディネーターの配置
■観光施設ネットワーク創出と周遊型イベント開催	市内の3城跡を中心とした観光コースの創設、さらに周辺市町の観光施設やイベント等と連携し誘客を促進する。 ・3城跡を中心とした観光ネットワークの検討

5．南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る

海山連携道路の実現

渋滞を解消するとともに1市2町の市街地間を20分程度で結ぶ道路の早期実現を目指し、南北間の円滑な生活・産業交通を実現する。さらに抜本的な解決策として、国道150号から第二東名高速道路に至る海山連携道路を計画し、新市の背骨となる南北軸を創出する。

南北軸と東西軸の連携

南北幹線道路と東西幹線道路及び東海道新幹線等の連携がもたらす、関東・中京・関西圏へ時間短縮効果や交通結節点としての特性を活かし、人、物、情報の活発な交流を促して、地域全体の活性化を実現する。

地域間道路・生活道路網の充実

南北幹線道路とともに、健康・医療、経済・産業、文化、行政などの市民生活に密着した公共施設・交通施設を連絡する道路についても充実を図り、新市全体の均衡がとれた利便性が高く生活環境の充実したまちを実現する。

地域特性に応じた交通システムの導入

人口密度や地域コミュニティの熟度に応じて、利便性と経済性を備えた新公共交通システムの導入を図り、交通弱者の通学、買物、通院等の利便性向上を図る。

中心市街地の活性化

集客の核となる商業機能や文化余暇機能、憩いの場や子供たちの遊び場となる身近な公園を充実させて、中心市街地への居住促進を図り、人が集まり賑わいある中心的市街地を実現する。

中心的な憩いの場（交流広場）の提供

全住民のレクリエーション活動の拠点となり、住民相互の交流や住民の健康づくりにも役立つ、新市の中心的な憩いの場を創出する。

防災拠点の確保、防災機能の強化

防災拠点の充実、避難路の確保、公共施設の耐震性の向上、河川や池沼の治水機能等の強化などによって、災害に強い安全なまちを実現するとともに、ハザードマップの整備・公表・周知により住民の防災意識の向上を図る。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
■新市融合に向けた南北幹線道路の整備	新市の一体性形成、全市的な交通利便性の向上に向けて、南北軸幹線道路を整備する。 ・市街地間連携ルートの整備（重点プロジェクト） ・海山連携ルートの整備（重点プロジェクト）
■地域間道路・生活道路網の充実	新市全体の均衡がとれた利便性が高く生活環境の充実したまちの実現のため、公共施設・交通施設等を連絡するための道路を整備する。 ・地域と公共施設・交通施設等を結ぶための地域間道路・生活道路の整備
■新市民の円滑な往来に向けた交通システムの充実	新市民の円滑な移動を実現するため、旧市町の市街地間を結ぶ循環バスの開設や、新市全体の公共交通利便性向上に向けた調査を行う。 ・旧市街地間を乗り継ぎなく結ぶバス路線の確保（重点プロジェクト） ・総合交通体系の調査（重点プロジェクト）
■新市民の交流広場の整備	旧市町の結節点となる小笠山山麓部において、新市の一体性形成、住民の交流や健康づくりに貢献する、自然を生かした拠点的公園を整備する。 ・小笠山の自然を生かした交流広場の整備 ・自然観察会、フリーマーケット等のイベント開催による住民交流促進
■全市的な防災機能の強化	新市全体の防災機能の向上を目指し、防災計画の策定、通信システムの充実、消防施設の充実、公共施設の耐震性向上を図る。 ・新市防災計画の作成 ・同報無線、行政無線等の防災無線体制の整備 ・広域的な消防施設の整備 ・ハザードマップの整備

6．住民参加、連携と協働による自立の気風に満ちたまちを創る

住民参加システムの構築

地域のことは地域で考え、地域で行動を起こしていくことができるよう、住民が自ら積極的にまちづくりに参加する仕組みを整え、自立の気風に満ちたまちを実現する。

男女共同参画の推進

性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会を目指し、男女共同参画の視点に立ち社会制度や慣行の見直し、意識の改革を行う。男女がともに活躍できる環境の実現に努め、市民の個性がより活かされる新市を実現する。

均衡ある発展に向けた役割分担

異なる個性を備えた地域が相互に尊重し合い、地域ごとに特徴ある役割を担うことによって、全市域が均衡ある発展を実現していく。

新たな情報媒体による地域情報発信

コミュニティーFMといった新たな情報媒体の導入を検討し、日常生活に密着した地域情報を全住民に効果的に伝達する仕組みを整えるとともに、魅力ある情報発信ができる人材の育成を図り、地域情報の共有化によって新市の一体感を早期に実現する。

報徳の精神に基づいた地域活動の促進

報徳の精神が根付いている地域特性を踏まえ、地域活動に対する支援を拡充し、新たなボランティア活動、NPO活動などの地域活動が次々と生まれてくる自立の気風に満ちたまちを実現する。

国内・国際交流、国際化の推進

若者の国際感覚の醸成、地場企業の国際化を促すため、在住外国人との交流や国際姉妹都市との交流を推進し、国際的に活躍できる人材を養成する。さらに住民に多様な活躍の機会を提供するため、住民や地域の団体が育んできた地域間交流を応援し、市民の交流活動を生かしたまちづくりを実現する。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
■ 市民活動支援体制の充実	自治会や集落単位など住民自らが地域整備等を積極的に推進する制度を拡充するとともに、旧市町市街地に、ボランティア活動やNPO活動の拠点施設を整備する。 ・住民主体の地域活動への支援 ・ボランティア、NPOの活動拠点施設の整備（重点プロジェクト）
■ 男女共同参画の推進	性別にかかわらず男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会の実現に向けて、新市における男女共同参画の推進計画を策定する。 ・新市男女共同参画推進計画の策定 ・男女共同参画出前講座の開催
■ 新市融合に向けた地域情報発信機能の強化	新市の融合促進、地域情報の共有化実現に向けて、災害時の通信手段としても利用可能な新市のコミュニティーFM局の事業可能性について調査検討を行う。 ・コミュニティーFM局開設調査
■ 在住外国人への支援充実	新市の国際化に向けて、国際交流団体の育成支援を通じて、在住外国人の相談窓口の拡大、日本語教室の拡充、活躍の場の提供を図る。 ・在住外国人への相談窓口の充実 ・日本語教室の拡充

7. 行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る

電子自治体の実現

自宅や身近な公共施設からの申請手続きや行政情報の入手、離れた公共施設で開催される講習会の自宅や身近な公共施設での受講、ＩＣカードを利用した情報の高度利用などのインターネットや情報通信機器の活用、地理情報システム（ＧＩＳ）の活用による効率的な土地情報の管理・利用により、電子自治体の実現を図る。

効率的な行政組織の実現

合併を契機とした行政組織の見直し、住民や企業との連携を進め、行き届いた良質な行政サービス提供と効率化が両立した行政組織を実現する。企業、ＮＰＯ、ボランティアと行政との適切な役割分担を検討してアウトソーシングの推進に努めるなど、スリムで効率的な行政組織を実現する。また、併せて定員適正化計画を速やかに策定し、行政組織のスリム化推進に資する。

政策立案能力に優れた人材の育成

企画部門の充実、職員の育成を強化し、地方分権時代にふさわしい政策立案能力の高い組織を目指していく。行政ニーズの多様化や高度化に対して的確に対応できる専門的な知識を有する職員を育成する。

広域行政による効率化の実現

新市の周辺自治体との連携によって機能補完や業務効率化等が実現できる場合は、積極的に広域行政に取り組み、周辺自治体と協力して行政サービスの向上、コストダウンを目指していく。

成果を重視した新たな仕組みの創設

行政評価システム、公共事業コスト削減指針、ＰＦＩ事業ガイドライン等、行政を効率的かつ効果的に進める新しい仕組みを検討し、住民や地域への貢献の視点に立った行政サービスを実現する。

戦略的な都市経営と健全な財政運営

バランスシートの作成、外部監査制度、成果主義に基づく人事評価制度等の導入を検討し、経営的視点を一段と充実させて、人件費をはじめとする行政経常経費の削減を図り、新市の効率的な運営、財政的な健全性を維持していく。

市民の声を大切にするまちづくり

地域の声を積極的にまちづくりに活かしていくことができるように、地域の声をくみ上げる新たな仕組みを整える。

新市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
■生活利便性向上に向けた電子自治体の実現	生活利便性の向上に向けて、地域高速通信基盤の充実を図る。さらに、情報通信機器、情報通信網を活用して、公共施設のネットワーク化、ＩＣカードの活用などにより、住民が利用しやすい住民サービス、高度な情報サービスを提供する。 ・地域公共施設間ネットワークシステムの拡充(重点プロジェクト) ・総合窓口システムの導入 ・ＩＣカードを利用した証明、届出、施設予約等の高度情報システムの導入 ・地域高速通信基盤の充実
■身近な住民サービス保持に向けた庁舎機能の整備	新市全体に均等な住民サービスを提供するため、住民サービス機能の保持と住民の安心を守るための機能を持つ庁舎を整備する。 ・本庁の改修・支所の整備等
■スケールメリットを生む広域処理の推進	行政サービスの向上とコスト削減に向けて、火葬場、一般廃棄物処理、消防業務等は、スケールメリットが期待できる広域処理を推進する。 ・火葬場、一般廃棄物処理、消防業務等の広域処理
■行政効率化に向けた新たな制度等の導入	事務事業、住民サービスなど行政全般の効率化を図るため、住民、成果、コスト等を重視した行政評価システムの構築、管理手法の導入を行うとともに、事業のアウトソーシング化についても計画的に進める。また、財務等の透明性の確保に向けて、外部監査制度導入調査を行う。 ・新しい行政管理手法（ニュー・パブリック・マネジメント）の導入 ・外部監査制度導入調査
■住民意見反映の仕組みづくり	住民の意見を今まで以上に大切に汲み上げるため、インターネット等を通じて計画段階から内容を広く公開し意見を求める仕組みを導入する。 ・パブリックコメント制度の導入

．新市における静岡県事業の推進

新市は、静岡県の諸施策の推進と協働して計画的なまちづくりを推進する。

1 静岡県に要望する事業

分野	主要事業概要	地区名・路線名等
美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る	多様な生態系など農業・農村の持つ多面的機能を生かすため、土地改良施設等の適切な維持管理、多面的機能の発揮や自然環境の保全・再生を推進する。	・田園自然環境保全整備事業（田ヶ池地区）
活発な産業活動が営まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る	農業経営体の育成及び農業経営の安定等に資するため、生産基盤及び生活環境の整備を一体的に実施する。	・経営体育成基盤整備事業（大須賀地区） ・畑地帯総合整備事業（浜・藤塚地区）
南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る	南北間の円滑な生活・産業交通を実現するため、市街地間連携ルートの整備を行う。 また、地域相互の一体性強化のため、散在する公共施設・交通施設等への道路の整備を行う。	・掛川大東線 ・掛川大東大須賀線 ・大須賀掛川停車場線 ・掛川天竜線
	高潮・津波・洪水・土砂崩壊等の災害から住民の生命・資産を守るため、河川改修、砂防事業等を行う。	・与惣川 ・新田川 ・垂木川

2 静岡県が実施を予定する事業

分野	主要事業概要	地区名・路線名等
美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る	都市と農村の共生、地域の活性化のため、伝統的農業施設や美しい農村景観等の保全、復元に加え、これらを結ぶ田園散策道等の整備を行う。 また、農業水利の確保とともに生態系を守るため魚道整備等を行う。	・田園空間整備事業（遠州南部地区） ・地域用水環境整備事業（原野谷川地区）
活発な産業活動が営まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る	農業経営体の育成及び農業経営の安定等に資するため、生産基盤及び生活環境の整備を一体的に実施する。	・畑地帯総合整備事業（牧之原・掛川地区、東山口地区、大浜地区、千浜地区、本谷地区、沖之須・雨垂地区） ・農地総合開発整備事業（東山口地区） ・経営体育成基盤整備事業（平塚地区）

分野	主要事業概要	地区名・路線名等
活発な産業活動が 営まれ、住民の豊かな暮らしを支える まちを創る	農業水利施設の機能診断及び劣化の予測に対応した予防保全及び更新を行い、用水の安定供給を行う。	・かんがい排水事業（大井川用水掛川幹線、菊川左岸幹線平田用水） ・農業水利施設保全対策事業（大井川用水菊川右岸幹線）
	農業生産の集団化、組織化を推進するとともに農産物の集荷・出荷及び輸送体制を確立するため、地域の幹線となる農道及び集落間農道を整備する。	・農免農道整備事業（伊達方公文名地区、千羽八坂地区） ・一般農道整備事業（掛川高瀬地区、高天神地区）
南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る	豊かで創造的な地域社会の形成及び安全で快適な生活環境を確保し、地域間の物流・移動を確保して地域産業の活性化のための道路整備を行う。	・掛川大東線 ・掛川川根線 ・焼津森線 ・中方千浜線 ・原里大池線（都市計画道路・下俣二瀬川線を含む）
	高潮・津波・洪水・土砂崩壊等の災害から住民の生命・資産を守るため、河川改修、砂防事業等を行う。	・佐束川 ・亀惣川 ・坊主淵川 ・三沢川 ・下紙川
	農地災害の未然防止のため、台風などの大雨や地震等の自然災害に対して非常に弱い、ため池・河川を整備する。また、湛水による災害を防ぐため、排水機能の機能低下を防止するための整備を行う。	・ため池等整備事業（小笠池地区、正道頭首工地区） ・農地防災ダム事業（西大谷池地区） ・農業用水利施設保全対策事業（大須賀地区）

．公共施設の適正配置と整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政に与える影響を十分に考慮した上で、再編整備していくことを基本とする。

学校、幼稚園、保育所等については、将来人口や地域の特性を考慮しながら、今後のあり方を検討する。

支所については、市民窓口サービスの低下を招かないように配慮し、必要な機能の整備を図る。

．財政計画

財政計画は、健全な財政運営を行うことを基本として、合併による歳出の削減効果、住民負担の調整、高齢化に伴う扶助費等の拡大、新市建設計画の実施に必要な経費等を反映させ、新市の普通会計の歳入・歳出の項目ごとに作成した。

〔財政計画作成にあたっての前提条件〕

1. 歳入

(1) 地方税

地方税を市町民税個人分、市町民税法人分、固定資産税、その他に分け、市町民税個人分については将来の人口と連動、それ以外の地方税については直近の税額で横ばいとする。さらに、市町民税個人均等割、町部における都市計画税の課税等合併による調整分を見込む。

(2) 地方交付税

普通交付税通常分については、現行の交付税制度を基本とし、地方税の増減と連動させる。さらに、合併に伴う普通交付税の算定の特例（合併算定替）、地方債の元利償還金に対する交付税措置を反映する。

特別交付税については、合併に伴う支援措置（３年間）を見込む。

(3) 国庫支出金、県支出金

過去の実績を基に、扶助費分については扶助費の動向に連動させる。また、合併に伴う国・県の財政支援等を見込む。

(4) 繰入金

主要事業の実施等に伴う年度間の財源調整のために財政調整基金を効率的に活用していく。

(5) 地方債

通常分については、過去の普通建設事業費に占める地方債の割合の平均を求め、将来の普通建設事業費に乗じて推計する。臨時財政対策債については直近の金額で横ばいとする。また、新市建設計画に基づく事業の合併特例債発行分を見込む。

(6) その他

その他の歳入については、現況及び過去の実績の推移などを勘案し推計する。

2. 歳出

(1) 人件費

合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職の職員数の減少、合併による特別職の職員数、議会議員数等の減少を見込んで推計する。

(2) 扶助費

直近の実績を踏まえ、少子高齢化などの影響を勘案するとともに、行政サービスの格差是正などの経費を見込んで推計する。

(3) 公債費

合併前の地方債借入れに対する償還予定額に、合併後の新市建設計画に基づく事業の実施に伴う合併特例債や新たな地方債の償還見込額を加えて推計する。

(4) 繰出金

老人保健特別会計、介護保険特別会計については現行制度を基本とし、高齢化の影響を勘案し推計する。また、公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計については、それぞれの事業

の計画に合わせて繰出金を計上する。

(5) 普通建設事業費

事業費が突出した年度を除外した実績値を基にして将来の普通建設事業費の基準額を設定した上で、新市建設計画に伴う事業を考慮して計上する。

(6) その他

その他の歳出については、現況及び過去の実績の推移などを勘案し推計する。

歳入

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
地方税	18,381	18,289	18,427	18,600	18,629	18,659	18,682	18,706	18,729	18,752	185,854
地方譲与税	799	802	802	802	802	802	802	802	802	802	8,017
交付金	2,347	2,354	2,368	2,378	2,389	2,400	2,410	2,421	2,432	2,443	23,942
地方交付税	4,031	3,854	3,846	3,897	4,089	4,065	4,277	4,436	4,560	4,703	41,758
分担金・負担金	527	532	532	532	532	532	532	532	532	532	5,315
使用料・手数料	1,024	1,026	1,030	1,045	1,060	1,074	1,089	1,104	1,119	1,133	10,704
国庫支出金	2,986	3,308	3,344	3,210	3,254	3,277	3,315	3,353	3,392	3,431	32,870
県支出金	1,927	1,929	1,939	1,700	1,713	1,717	1,727	1,737	1,748	1,759	17,896
繰入金	1,377	1,096	226	651	535	308	320	430	65	65	5,073
地方債	5,006	6,127	7,446	6,389	5,144	5,502	5,027	5,027	4,903	4,903	55,474
諸収入・その他	2,784	2,409	2,261	1,873	1,774	1,774	1,775	1,774	1,775	1,774	19,973
歳入合計	41,189	41,726	42,221	41,077	39,921	40,110	39,956	40,322	40,057	40,297	406,876

歳出

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
人件費	6,266	6,368	6,314	6,277	6,241	6,204	6,178	6,132	6,067	5,998	62,045
扶助費	3,499	3,526	3,434	3,412	3,390	3,367	3,378	3,389	3,400	3,411	34,206
公債費	5,524	5,532	5,192	5,407	5,218	5,292	5,716	5,931	6,077	6,200	56,089
物件費	6,318	6,236	6,351	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236	62,557
維持補修費	422	424	424	423	424	423	424	424	423	424	4,235
補助費等	5,047	5,205	5,205	5,205	5,205	5,205	5,205	5,205	5,205	5,205	51,892
繰出金	3,050	3,342	3,477	3,645	3,793	3,858	4,028	4,165	4,321	4,399	38,078
投資・出資・貸付金	1,280	1,082	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	10,442
積立金	927	973	197	0	0	0	0	0	0	0	2,097
普通建設事業費	8,749	8,931	10,510	9,355	8,297	8,408	7,674	7,723	7,211	7,307	84,165
その他投資的経費	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	1,070
歳出合計	41,189	41,726	42,221	41,077	39,921	40,110	39,956	40,322	40,057	40,297	406,876

付 録

